

京都市文化芸術表彰規則を公布する。

平成25年9月17日

京都市長 門川大作

京都市規則第37号

京都市文化芸術表彰規則

(表彰)

第1条 市長は、市民又は本市に縁故の深いもので、文化芸術に関する活動を通じて、文化芸術に対する市民の関心を高め、その振興に寄与することに功績があったものに対し、表彰を行うものとする。

2 前項の表彰は、次の各号に掲げる賞の区分に応じた表彰状を、それぞれ当該各号に掲げるものに授与して行う。

(1) きらめき大賞 特に顕著な功績があったもの

(2) きらめき賞 顕著な功績があったもの

(3) みらい大賞 児童、生徒、学生その他これらに準じるもので、特に優れた功績があったもの

(4) みらい賞 児童、生徒、学生その他これらに準じるもので、優れた功績があったもの

(5) 有功賞 長年にわたり文化芸術に関する活動を行っているもので、功績があったもの

(補則)

第2条 この規則の施行に関し必要な事項は、文化市民局文化芸術担当局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)